# 令和3年4月定例教育委員会 会議録

4月定例教育委員会を令和3年4月26日(月)午後1時30分 市役所401 会議室に招集する。

#### ◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邉智治

事務局 中村教育部長 長瀬子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 髙木主幹 山田統括主査 長谷川指導主事 加藤指導主事

【文化スポーツ課】 山本課長

【歴史まちづくり課】 中村課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 和泉

傍聴者 0名

# ◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告

(前回会議録の承認)

3 付議事件の審議

第1号議案 犬山市児童福祉施設等整備検討委員会委員の委嘱について

第2号議案 犬山市教育情報セキュリティポリシーの策定について

第3号議案 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

第4号議案 犬山市生涯学習推進計画の策定について

- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
- (1)後援名義使用承認に関する報告
- (2) 令和3年度授業改善犬山プランについて
- (3) 学校健診情報の分析について
- (4) 学校訪問計画について
- (5) 令和3年度年間行事計画表について
- (6) 5月・6月の行事予定表について
- (7) 教育委員会各課事務分担について
- (8) 議会の議決を経るべき事件
- (9) 橋爪・五郎丸子ども未来園新園整備事業進捗状況の報告について
- (10) いじめ防止に向けて
- (11) 令和3年度入学式・始業式における制服調査

- (12) 令和3年度小中学校修学旅行等一覧
- 6 その他
- 7 自由討議
- 8 閉会

# ◆議事内容

#### 開 会

教 育 長: ただ今より4月定例教育委員会を開催します。

#### 教育長報告

# 教育長:

皆様こんにちは。本日は本年度最初になります定例教、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。コロナの関係でありますけれども、東京、大阪、京都、兵庫この4都府県で、3度目の緊急事態宣言が出されました。我が愛知県もまん延防止等重点措置が敷かれているわけでありますが、全国的にもコロナが依然と衰えを見せていない状況が続いております。特に、従来種とは異なる変異ウイルスに感染する方の割合が随分増えてきておりまして、まだワクチン接種が始まったばかりだというのに、このワクチンが、この変異ウイルスに効くのかなあということ、ちょっと気になっているところであります。

こうした中でもありますけれども、令和3年度が無事スタートをいた しました。幼保小中、入学式入園式始業式、これも無事に行われまして、 4月5日の聖火リレーも縮小しながらも何とか終えることができまし た。また修学旅行につきましては、昨年度の段階で、目的地を変更する。 特に中学校でありますけれども、東京方面を避けて、静岡、山梨方面に 変更した学校が多く、予定通り実施することに現時点ではなっておりま す。ただ犬山中学校については、5月の中旬に大阪、神戸へ出かける予 定でありましたが、8月末から9月の初め頃に、時期を変更することに しているようであります。また資料がありますので、後ほどお話がある かと思います。小学校については、5月から6月にかけて京都奈良方面 に出かける学校がほとんどでありましたけれども、南小がもうしばらく 様子を見たいというような校長の判断でございまして、現段階では予定 通りとなっていますけれども、その他の多くの学校については、すべて 秋に実施時期を変更することになっております。先ほどの変異ウイルス の関係でありますけれども、子どもにもかかりやすいとか、感染力が強 くて、感染を起こしやすいというような特徴があるようでございまし て、学校では、これまで以上に感染予防策を取りながら何とか教育活動 を進めていただけるようにお願いをしているところでございます。

いよいよ今週末からゴールデンウィークに入っていくわけでありますけれども、不要不急の外出は控えるように呼びかけられておりますが、人の動きというのは止められないのが実情でございます。一人一人が感染しない感染させないと意識を持って、でき得る限りの対策を徹底

することが重要かなということを思っております。教育委員の皆様方 も、十分に感染予防対策を行っていただいて、よきゴールデンウィーク を過ごされることをお祈りしたいと思っております。

それではただいまから、4月の定例教育委員会を始めさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。今、会議録を回わさせていただいておりますので、ご署名のほうお願いしたいと思います。

それでは、付議事件の審議に入ります。

# 第1号議案

# 教育長:

第1号議案「犬山市児童福祉施設等整備検討委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。

#### 上原課長:

この案を提出しますのは、犬山市児童福祉施設等整備検討委員会委員を委嘱する必要があるからです。2枚目をご覧ください。委員名簿でございます。設置目的ですが、橋爪・五郎丸子ども未来園の統合移転等に伴う新子ども未来園整備に向けた基本構想等の策定につきまして、子ども子育て支援に関する様々な分野の意見を取り入れるため、附属機関として整備検討委員会を設置し、新園整備に関する事項について協議するものでございます。令和3年4月1日からの新設の委員会で、人数については20人、任期につきましては、令和3年4月24日から審議終了期間まで、予定としましては令和4年度末を予定しております。女性比率につきましては、20名のうち13名、65%となります。

なお、こちらにつきましては、4月24日、先週の土曜日でございますが、第1回の委員会を開催をさせていただく都合上、事前に委員の皆様には送付をさせていただきました。全委員様からのご意見はございませんでした。ありがとうございました。

#### 教育長:

ちょっと前後して申し訳なかったわけですが、本来この定例教で委員の委嘱についてお認めをいただいた上で、会を開くべきだったわけでありますけれども、どうしても、一昨日、開催をする必要があったものですから、会を開催し、そのあとに委員さんのお認めをいただくというような順序逆になったことで、大変申し訳ないと思っていますけども、とりあえずもうスタートしているという状況でございます。ご了解いただきたいと思います。これにつきまして何かご意見ご質問おありでしょうか。特にないようです。

では、第1号議案「犬山市児童福祉施設等整備検討委員会委員の委嘱 について」は、お認めいただけますでしょうか。

# 各委員:

異議なし。

#### 教育長:

異議なしと認めます。この件は承認されました。

続いて、第2号議案の審議に入ります。

#### 第2号議案

#### 教育長:

第2号議案「犬山市教育情報セキュリティポリシーの策定について」、 事務局お願いします。

#### 大黒課長:

この案を提出しますのは、学校が所有するさまざまな情報資産の情報セキュリティ対策を高めるため必要があるからです。これは、現行の大山市立小中学校情報セキュリティポリシーガイドラインに変わるものとして、また、既に定めております大山市情報セキュリティポリシーに準拠するものとして定めるものでございます。

策定につきましては、4ページですけれども、このポリシーの構成につきましては3部構成とさせていただいておりまして、これは先ほど申し上げました犬山市情報セキュリティポリシーと同様ですけれども、1つ目にセキュリティの基本方針、それから対策基準、それから実際に行っていく実施手順、この3部構成とさせていただくものです。(1)の基本方針と(2)対策基準につきまして本編34ページまでにわたりまして定めさせていただきまして、実施要領につきましては、34ページの次、各学校で定めていただくものですが、教育情報セキュリティ対策の実施手順として定めさせていただくものです。そのあと様式等がございまして、最後に7ページに渡って実際に何か起きた時のことでということで、教育情報セキュリティ緊急時対応計画というものも参考につけさせていただいております。

# 教育長:

これにつきましては、市に存在します情報セキュリティポリシーと、 それから全国の先進地区の学校関係のセキュリティポリシーをもとに、 現子ども・子育て監の長瀬監が学校教育課長時代に、間に合うように努 力して作っていただいたものでございます。学校現場に無理のないよう に、無駄な部分を省いて大事な部分だけ残して、こういった形にしてい ただいたものであります。委員の皆様方、事前に目を通していただいて いると思いますが、これについてご意見ご質問があればお伺いをしたい と思いますが、いかがでしょうか。

#### 堀委員:

これを読ませていただいて、頭が固いせいか、とても難しかったです。 私がわかるところでの質問ですが、11ページの情報資産の分類と管理 のところで、重要性ABCDと分かれていますが、それが別表1の情報 資産リストの重要度になるということだと思いますが、この分類は各校 長が決めるものですか。それとも市内で統一したものですか。

# 子ども・子 育て監:

では、私の方からいいですか。説明させてください。こちらの情報資産の分類については、今、堀委員がおっしゃったように、別表1の情報資産リストをもとに位置付けてあります。こちらの情報資産リストについては3年前に、先ほど大黒課長が言っていましたガイドラインを定めています。その時に、この別表1を14校の小中学校の校長先生に確認してもらっていますので、こちらがベースになっていて、もしかしたらそれ以降に追加になった帳簿があるかもしれないので、一応それはまた校長会の方で確認をする予定です。

#### 教育長:

学校ごとではなくて、基本的には14校そろえてこのABCDの重要性が分類してあるということですね。

子ども・子	はい。もう一つ付け加えますと、文言については、今、11ページの
育て監:	ところに「校長が」と何度も出てきますけれども、10ページにあるよ
	うに、校長先生については、教育情報セキュリティ管理者という堅い言
	葉になっています。こちらを括弧書きの、例えば、最高教育情報セキュ
	リティ責任者(教育長)と書いてありますけど、どちらを選択するかに
	ついては、総務省のアドバイザーの方にアドバイスしていただいて、な
	るべく身近な文言、この教育長、校長というようにつけておいた方が、
	このポリシーがわかりやすくなるということで、何とか責任者、何とか
	管理者と出てくるのですが、それだとわかりにくいので、固有名詞に変
	えたほうがいいというアドバイスのもと、校長はとか、学校教育課主幹
	とか、教育部長というふうに落してあります。
教育長:	はい、わかりました。他にどうでしょうか。
教育長職務	今のちょうど10ページのところに、外部有識者の最高教育情報セキ
代理者:	コリティアドバイザーを定めることができるとなっていますが、今現
17年日 ·	状、これは定めてありますか。
	<ul><li>一分、奥村委員がおっしゃった外部有識者については、定めていません。</li></ul>
育て監:	情報政策課が、毎年、今私がお話した総務省のアドバイザーさんに来て
月(監:	
	いただいて、研修をやっています。その時に、その方になっていただき
*/. * F #b */*	たいということで、お声がけはしてあります。
教育長職務	今後、置くような予定でいるということですね。
代理者:	7 2 101
子ども・子	そうです。
育て監:	
教 育 長:	現時点ではいないけど、定めることができるということで、何かの時
	には定めていこうということですね。他にどうでしょう。よろしいでし
	ようか。特にないということです。
	では、第2号議案「犬山市教育情報セキュリティポリシーの策定につ
	いて」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	続いて、第3号議案の審議に入ります。
	第3号議案
教育長:	第3号議案「犬山市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局お
	願いします。
山本課長:	この案を提出いたしますのは、犬山市スポーツ推進委員の委嘱期間満
	了に伴い、委員を委嘱する必要があるからです。委嘱する委員の方は今
	回2名で、戸崎裕美子さんは9期目、尾藤美津子さんは2期目となりま
	す。委嘱期間は令和3年5月10日から令和5年5月9日までです。今
	回委嘱する委員を含めまして、全体でスポーツ推進委員が21名いらっ
	しゃいます。女性の割合については8名ですので、38.1%でござい

ます。主な活動としまして、軽スポーツの講習会、わんスポランドなど、毎月1回市民向けに、ニュースポーツの教室を実施しております。また障害者も含めたスポーツの交流会ということで、仲良しわんスポ交流会というものも、年に1回実施しておりまして、その他には、様々な会議の出席等がございます。スポーツ基本法の第32条の2項に、スポーツ推進委員が、教育委員会規則の定めるところによってスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとするとございます。また、スポーツ推進委員は、非常勤の公務員となります。

# 教育長:

2名の方が改選ということでありますが改めて再任されておりますので、こういった21名のメンバーでご推進をいただくという提案です。これについて何かご意見ご質問おありでしょうか。特にないようです。

では、第3号議案「犬山市スポーツ推進委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。

各委員:

異議なし。

教育長:

異議なしと認めます。この件は承認されました。

続いて、第4号議案の審議に入ります。

# 第4号議案

#### 教育長:

第4号議案「犬山市生涯学習推進計画の策定について」、事務局お願いします。

# 山本課長:

この案を提出いたしますのは、犬山市生涯学習推進計画を策定するた め、必要があるからでございます。犬山市生涯学習推進計画については、 全体で20ページございます。分量が多くございますので、今回資料と いうことで、犬山市生涯学習推進計画策定の概要を1枚つけさせていた だいておりますので、こちらをもとに内容を説明させていただきたいと 思います。まず1点目、生涯学習施策における構想等の現状ということ でございますけれども、法令等において個別計画や指針を策定する設置 義務というものはございませんけれども、何らかの形で生涯学習施策の 方向性を定めるということが、望まれています。2点目、犬山市生涯学 習推進計画の策定の考え方でございます。犬山市では、平成10年3月 に大山市生涯学習基本構想、それから基本計画を策定しておりまして、 地域の生涯学習の推進に取り組んできたところでございます。策定時の 22年前は、所管課が犬山市教育委員会の生涯学習課で、当時は生涯学 習課が文化財事業も実施していたということがございまして、この基本 構想基本計画の中には、現在の歴史まちづくり課が推進している事業も 包含された形での構想や計画となっておりました。この基本構想は施策 の目標として、また基本計画はこの構想に具体性を持たせるものとして 位置付けてきたところでございまして、また、この構想計画に基づきま して第5次犬山市総合計画において、生涯学習推進の方針を示してきた

ところでもございます。しかし22年間が経過いたしまして、現在の犬 山市や市民のニーズ、時代に合わせた時点修正を行う必要が出てきたた め、今回策定する犬山市生涯学習推進計画は、この当時策定した基本構 想基本計画の理念や考え方を、内容を踏襲しつつも、新たな計画として 位置付けていくというものでございます。3点目の犬山市生涯学習推進 計画の位置付けでございますけれども、生涯学習に関する施策を総合的 に推進する計画として、犬山市の総合計画、教育大綱、教育推進計画に 基づく計画としてまいります。4点目のこの計画の体系についてです。 体系については資料の右側に記載した図の通りでございます。上位計画 に対して、歴史や文化財についても個別計画の指針が示されているた め、本計画では、社会教育、スポーツ活動、図書館、文化芸術活動など、 文化スポーツ課で現在進めている事業の充実に繋がる活動施策につい て策定するとともに、現在毎年策定し、単年度ごとの事業計画、事業報 告などを掲載しております「犬山の社会教育」というものがございまし て、こちらは毎年、教育委員の皆様にも配付させていただいております けども、こちらにおいては、今後具体性を持った実行計画として位置付 けてまいりたいと考えております。5点目の推進計画の施行ですけど も、令和3年6月1日を目指しております。すでに社会教育審議会にお いて、社会教育委員の皆様には計画原案の説明を行うとともに、書面会 議も行っております。計画原案の確認を行ってもらったほか、パブリッ クコメントを市民対象に行いまして、3月15日から4月7日まで開催 いたしまして、市民の皆様にも広く意見を聴取いたしました。なおパブ リックコメントにおいては、ご指摘、それから提案等はございませんで した。大まかではありますけれども生涯学習推進計画の策定について、 文化スポーツ課からの説明は以上でございます。

# 教 育 長:

ただいま説明があったとおりでありますけれども、犬山市生涯学習推進計画につきまして、何かご意見ご質問おありでしょうか。これに基づいて、犬山市の生涯学習施策が計画をされていくということでありますけれども、特にご異論ご質問よろしいですか。

# 小倉委員:

今までのこの流れというのが、すごくこの表でよくわかりました。ありがとうございます。10ページのところの高等教育機関、学術機関との連携強化というところで、去年、聖徳学園聖徳大学のことがあげられていたと思うのですが、これはまた別の話になるのか一緒なのかというところを教えていただきたいです。

#### 教 育 長:

1点ご質問がありました。岐阜聖徳と連携といいますか、例えば教育 実習だとか、或いは、学生が活動する場として犬山市の小中学校をとい うことで、提携をしておりますが、ここにはそれが載ってないけれども どうかという多分ご質問だと思いますが。

# 山本課長:

今回、先ほど少し説明させていただきましたように、この生涯学習推進計画においては、特に文化スポーツ課が所管する内容に特化しておりまして、岐阜聖徳大学と文化スポーツ課が高等教育関係、学術機関との

	連携の中では事業展開をしてないということで、記載がされてないとい
	うことでございます。
教 育 長:	学校教育関係の場だけども、文化スポーツ課の関係では直接どうこう
	ではないということで、あえてここには載せてないという理解だと思い
	ます。他どうでしょう。
教育長職務	ちょうど10ページに社会教育主事とありますが、参考までにという
代理者:	ことですが、社会教育主事だけでなく、昨年から社会教育士という資格
	が、新たに設定されています。新しい国家資格ですので、またそういっ
	た資格の活用も考えていただけるといいかなと思いました。
教育長:	ご意見でありますが、何かあれば。
山本課長:	その通りでございまして社会教育主事が少し拡充されていく中で、社
	会教育士という名前になっていくというように理解をしておりますの
	で、今回のこの計画において、どちらの資格の名称を使うかというのは
	こちらで検討させていただきます。ありがとうございます。
教 育 長:	他どうでしょうか。特にないようです。
	では、第4号議案「犬山市生涯学習推進計画の策定について」は、お
	認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教 育 長:	協議・連絡に移ります。前回は、私が進めさせていただいたものです
	から、何か締りのない会になってしまったような気がします。今回、1
	つ1つ区切って、特に補足説明があれば、事務局の方からご説明をいた
	だくということで、ちょっと進め方をまた考えさせていただきましたの
	でよろしくお願いいたします。
	「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局、何か補足か説明
	等ありましたらお願いします。
山本課長:	特にございません。
教 育 長:	特にないということでありますが、今回20件申請があって、新規の
	ものが2件「無料野球教室」と「小夜の調べ」であります。後は継続で
	ありますが、これについて何かご意見ご質問等がおありでしょうか。多
	分、継続の方は大きな問題はないと思いますが、新しいものについては、
	どうかというところでありますけれども、事務局で審査をしたところ適
	切であるということで今回こうやって出させていただいたわけであり
	ます。よろしいでしょうか。お認めをいただいたということで、次へい
	きます。
	「令和3年度授業改善犬山プランについて」、事務局、何かあればお

# 願いします。 髙木主幹: 本年度、特別支援教育支援員1名と、少人数学級に対応する常勤講師 1名が増員となっています。そして、県が35人学級の対象を3年生ま で拡大したということで、3年生に予定していた3名の常勤講師がおり ますので、その3名について不足した学校に配置することで、35人学 級、すべての学級について実施ができる状況になっております。 すでに令和3年度は、このプランに基づいて学級編成等が行われてお 教育長: ります。常勤講師が1名プラスになっておりまして、国が今、小学校1 年2年まで、それに加えて愛知県が、中学校1年生と小学校3年生まで 35人学級を拡大してくれておりますので、これまで、市独自で配置し ていた人間をやりくりしながら、何とか今これ34人までの学級が小学 校については実現できている。何かご意見ご質問ありますか。特にない という理解をさせていただきます。学校現場に投げかけてありますの は、小学校5・6年生の教科担任制と中学校の少人数学級を何とか実現 できないかということを、本年度、教育委員会と学校現場とで協議をし ながら、もし体制整備ができるようであれば、全部とはいきません。一 部でもいいわけでありまして、中学校の少人数学級を何とか進めていき たいなということで、学校現場と今、協議を進めていこうとしていると ころであります。何かよろしいですか。では次行きます。 「学校健診情報の分析について」、事務局お願いします。 こちらは平成30年度より実施しておりますけれども、昨年コロナの 大黒課長: 影響で、健康診断の時期が遅れたために、十分分析レポートに間に合わ ないということで、実施を見送りました。今年はコロナ禍ではあります が、健診は進めておりますので、今年度は令和元年度同様進める予定で ございます。 教育長: 小中学校で実施した健康診断を分析リポートし、子どもたちの健康等 に役立てていきたいというものであります。これにつきましてはどうで しょうか。特にないということで、お認めをいただいたものとして次へ いきます。

「学校訪問計画について」、事務局お願いします。

長谷川主事:

令和3年度につきましても、昨年度同様学校訪問の実施をいたします。2点補足説明をお願いいたします。まず1点目です。昨年度と変更した点ですが、指導主事と教頭、教務主任、校務主任等との懇談の時間を設けてもよい。学校によっては設けるという点が、昨年度と変わった点です。その他については変更はありません。それから、教育委員の皆様の机上に別紙で計画表を置かせていただきましたので、今日現在でわかる範囲で構いませんので、今日のお帰り時に出席のご予定を○をつけていただいて、長谷川までご提出ください。

教育長:

学校訪問前期後期に分かれておりまして、前期は5月24日城東中を スタートして、6月24日城東小で前期が終わります。後期は10月1 8日、東部中をスタート、11月25日池野小で終了ということでありますが、それぞれの欄に午前午後という空欄のところがありますので、例えば、城東中は午前給食が斜線となっておりますが、午後の予定だということです。午前か午後どちらかということでありますので、ご都合に合わせてご参加をいただくと。それで、先ほど話がありましたけれども、これまでは校長と教育長、教育委員、さらに議員さんとの懇談の時間があったわけですが、もう今年から議員さんをここから外したほうがいいだろうと。校長と教育長、教育委員との懇談の時間を持つということでありますので、ちょっと去年までとはスタイルが変わってくるかなと思います。何か学校訪問のご質問おありでしょうか。

# 田中委員:

昨年度、コロナの特別な状況の中ということに加えて、私自身が参加 できなかったのですが、例年ですと授業の見学がある時に、それぞれ見 学ができる授業に関して指導案を各先生方が作っていただいて、それを 冊子としていただいて、それを見ながら見学するということが行われて いますけども、これに関してはどのようになるのか。昨年はもうなくな っていたのか、それを踏襲するのか。あとはそもそもですけど仮に社会 状況が収まった時に、以前のようなきっちりとした見学の時に指導案を 作っていただいてというような状況がまた復活することになるのか。こ れはどのようなことで確認するかというと、個人的にはその先生方の授 業内容を理解する上で、指導案は参考になるのですが、おそらく現場の 先生からすると、授業を学校訪問のために特別に作ってとか考えてとい うことで、おそらく現場が普段回っている中で、大変なんだろうなとい うことも思いますし、一方で、我々もそんなに着飾った授業を見たいわ けではなくて、その日だから特別ちゃんとやっていますというのを見た いわけではもちろんないですし、むしろ普段どうやっているのですかと いうのを見たいというような思いもあって、その中で、その指導案を作 って、先生はスーツを着てという、要は外向きの姿ではなくて、日常的 な姿を見たいんですというふうなことも、先生方は現場に教育委員が入 ってくることに対して、どう思われているのかなというのはあるのです が、その時にその指導案をわざわざ全部作っていただく必要があるの か。指導案でなくても、この授業ではこういう単元でこういうことをや っていますということとかメッセージとか、そういうことはあるとあり がたいなと思いますけど、そこまで準備いただかなくてもいいのかなと 個人的に少し思っていて、一方で現場の方はどうかということで、その 通りだということなのか、或いは例えば管理職の先生方からしたら、1 年に1回ぐらいはちゃんと指導は作った、しっかりした授業をやる機会 があってもいいのではないかというふうに、前向きにとらえていらっし やるのかその辺りちょっと伺った上で、現場の状況次第で必要がないの であれば、もっと簡素化してもいいのかなと。その方が我々も入りやす くなりますしということも思っているのですけど、その辺りを学校の先 生方とか校長会の方に確認していただいて、適宜そういう改善といいま

すか、変更してもいいのかなと思っているところです。

# 教育長:

2点ご質問いただきました。1つは、昨年度から指導案がなくなったけれども、これからどうなっていくかを含めて、それから2つ目は、学校そのものの持ち方あり方についてのご質問だと思いますけれども、たまたま去年コロナでなくなったのを、またこれが収まったら元のような学校訪問のスタイルになるのかなというような観点でのご質問、しかも学校現場の声を踏まえたところで、それについての現時点でお答えいただける範囲で結構であります。お願いします。

# 長谷川主事:

校長も含めた各学校の教員の意見も含めまして、昨年度1年間、丹葉 地方教育事務協議会というような会を中心に検討を重ねて参りまして、 昨今働き方改革ということもありますし、今後の動向としましては、な るべく学校現場に負担がかからないような形でということで、指導案に ついては、作成してもよい。学校が主体となって作成して取り組むとい うことについては、取り組んでいただいても結構なんですが、作らなけ ればならないという形ではなくて、作って取り組んでもよいと。この学 校訪問というのを、校内の研修の一つというふうに位置付けて、取り組 んでいただいてもいいというような流れで、コロナだからということで はなく、今後もそういう方向で進んでいく予定です。これとは別に教科 指導員の養成訪問というものがありまして、各教科のスペシャリストの 先生方に訪問の要請をしまして、授業を見ていただいてアドバイスをい ただくというような研修もございまして、学校訪問の場ではなく、そち らの教科指導員要請訪問の場を中心に、研修の方、移行していくという 方向で、学校訪問につきましては、昨年度それから今年度同様今後も、 おおよそこのような縮小した形で、普段の学校現場の様子を見させてい ただくというところで、今のところ話は進んでおります。

#### 教育長:

授業研究の場は何も学校訪問でなくてもいいだろうと。だから、あえて学校訪問の折に指導案を書いて授業やって、先生方に負担をかけるよりは、どっちみち授業はやっていくものでありますので、普段通りの先生、子ども達の様子見ていただいて、授業研究についてはもう現職教育という形で、特に学校訪問の場でなくて別で設けていきたい。実は私も、コロナだからこうするということは、これは一つのきっかけで、学校訪問のあり方そのものを考え直すべきではないかということで、なるべく先生方の負担を軽減できるようにというような形で、今のようなスタイルに今年もなってきている状況であります。

# 田中委員:

授業研究と訪問の場を分けるというのは、私もそれでいいのかなと思いますけど、一方で研修の場面も行きたいと言っておいて、なかなか都合が合わなくて行けないのですけど、教育委員が研究活動の場面に見学させていただくとか、要は学校訪問とは別のところでの訪問とか見学というのができればと思います。またその辺り教育委員会に対して情報提供いただければと思います。

#### 教育長:

要請訪問の日程等がわかれば、またその一覧表を定例教でもお示しをして、教育委員さんのご都合がつけば、参加していただける方はしていただけるような場を作っていって欲しいというようなご意見だったと思いますので、またそのようにお願いしたいと思います。他どうでしょうか。

# 教育長職務代理者:

僕も田中委員と同じ意見で、指導案は1時間の授業のトータルのことが書いてあるのですが、我々が見せていただくのは、1クラス5分か10分程度で、1つの授業をじっと見ることができないので、一部の授業だけを見ても、その指導案を検証しづらい部分もあるので、やはり私も、普段の教室の雰囲気とか生徒とどういう感じでやりとりをしているかとか、そういったものが見られればいいのかなと思っています。それ以外にも、学校の設備とかを見て回るのも学校訪問の1つと思いますが、縮小されて1、2時間になっているので、逆に全部が見きれてないので、もう少し時間をいただけるといいと思います。できればあと1時間あって、校長先生教頭先生と対話をする場があれば、何かいい情報提供とかお話ができるかなという感じがいたしました。

# 教育長:

学校規模にもよるのですが、帳簿閲覧もこの学校訪問の1つの大きな 指導の場でありますので、例えば、学級数が幾つあるかによって、2、 3、4の3時間の授業を公開するというのは、多分学校現場にちょっと 負担がかかるかなと思います。今大体2時間ですが、これを3時間公開 しても別にいけないことはないですね。

# 長 谷 川 主 事:

昨年度は概ね1時間ということでしたが、今年度につきましては1時間もしくは2時間ということで、2時間にしていただいた学校もたくさんあります。

#### 教育長:

例えば大きな学校、犬山中学校とか城東小学校とかは学級数が多いので、3時間分公開して欲しいというようなご意見もあるということを、教育委員会の事務局としては掴んでおいて、また学校現場に余裕があれば、3時間公開できるような状況を作っていただくというのも1つの方法だと思いますので、2時間しかいけないとか1時間でなければいけないということではなくて、ゆっくり教室を回っていただけるような計画を立てていただけるようにまたお願いしていただけたらと思います。他どうでしょうか。よろしいですか。ではこのような形でいきます。

では次に、「令和3年度年間行事計画表について」、事務局お願いします。

# 長谷川主事:

4月5日現在の予定になります。修学旅行等変更になったものもありますので、№12のところで、また説明をさせていただきます。

#### 教育長:

僕は修学旅行だけここで直して出ているものだと思ったけどごめんなさい。修学旅行、最初にご挨拶申し上げたように、かなり変更になっております。ですので、変更になっている予定表を見ていただいても、何ですので、またこれ改めて修正したものを出させていただきますので

お願いをします。また、修学旅行については後から話があるということです。令和3年度の年間行事計画についてどうこうとお尋ねしてもお答えのしようがないですね。またその時に改めてお話をお聞きしたいと思います。次へいきます。 「5月・6月の行事予定表について」であります。

# 長谷川主事:

これも修学旅行のみならず、他の行事も今後変わってきます。これも 4月5日現在のものになりますので、また、いろんな変更をしていきま すので、またその都度出させていただきます。

# 教育長:

今日のこの会が始まるまでのところで、修学旅行行事等の変更がわかっているものがあれば、それを直した上で、現時点での最新の情報を出すようにお願いをしたいと思います。したがってこれについては、また改めて訂正したものを出させていただくようにしますのでお願いいたします。次へいきます。

「教育委員会各課事務分担について」、事務局お願いします。

# 大黒課長:

今年につきましては、大きな機構改革はございませんので、昨年同様 4課ございまして、学校教育課、文化スポーツ課、歴史まちづくり課、 子ども未来課となります。組織的にはそんなことです。私ども学校教育 につきましては読解力の向上ということで、1名の指導主事の先生増強 となりましたので、心強いと思っております。

# 教育長:

教育委員会4課ありますけれども、教育委員さんとの窓口になっているのは学校教育課長でありますので、また何かありましたら課長を通しているいろ連絡をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。何かこれについてありますか。よろしいですか。次へいきます。

「議会の議決を経るべき事件」について、事務局お願いします。

#### <非公開>

# 教育長:

「橋爪・五郎丸子ども未来園新園整備事業進捗状況の報告について」、 事務局お願いします。

#### 上原課長:

先の次第をお送りさせていただく時点では、本日資料を配付させていただく予定でございましたが、口頭でのご報告をさせていただきます。3月に橋爪、五郎丸子ども未来園それぞれを統合して新たな場所で建設するということで、新たな建設場所をご案内させていただきました。その後3月26日と3月28日に、地元説明会ということで開催をさせていただきました。関係するのは、今現在の保育園の周辺の町内及び新しく建設する予定地の周辺の町内ということで、12町内会に説明会の回覧をご案内させていただき、合わせて建設予定地の土地所有者及びその周辺の農地の所有者の方、約170名にもご案内をさせていただきました。この説明会につきましては、それぞれ26日金曜日、午後7時から8時で、参加者が28名、そして日曜日、こちらは午前10時から11時29名ということで、約30名ずつ位でお越しいただきました。こちら市役所の205会議室で開催をさせていただきました。こちらで、最

初に事務局の方から、この場所に至った理由だとか、それからどんな園 の規模なのかということをご案内をさせていただきまして、地元参加者 の方からの意見としましては、大きく4つに大きく分けてご意見があり ました。1つ目が道路関係。やはりこちらの道路関係につきましては、 アクセスだったりとか、建設予定地の道路が東側だったり、東西南北で 特に南北がすれ違いにくいとか、それから現在でも交通量がちょっと多 い時間帯がありますというご意見もいただきました。それから、渋滞だ ったり路駐だったりということで、田んぼの中に建設を予定する場所に なるものですから、農業者の立場の方からも、農繁期、田植えの時期、 稲刈りの時期になりますと、どうしても大型の耕作機械が入ってきます ので、その辺りというのは、新しい園の保護者の方とのトラブルになら ないかとか、そんなご意見をいただきました。それから農地関係の方で のご意見をいただきました。農薬の散布、普通に農業をやることがやり にくくなってしまうという、多分これは周辺の土地所有者の方からのご 意見だったり、それからやはり、農業用の機械トラクターを置いておく と通って行く方がやっぱりクラクションを鳴らすと、どうしても農業者 が弱い立場になるというご意見もいただきました。総じて言いますと、 農作業に支障が出るという、厳しい言葉もいただいたところでございま す。そして3つ目が、現在の子ども未来園の跡地をどうするのかという ご意見もいただきました。こちらにつきましては、平成16年度に両園 に都市計画決定をされておりまして、公園用地になるという計画が、現 にまだ今も生きております。従って周辺の近隣の方は、公園がいつ頃で きるのですか、どんな公園になるのでしょうかとか、あとは老若男女、 いわゆる、もうすべての世代が集える子どもだけの公園じゃない、安心 して安全に遊べる公園にして欲しいとか、老人の方も集える場所になっ て欲しいとかというご意見もいただきました。そして最後、その他とし まして、場所の選定の説明会に至るまでの経緯について少し疑問だとい うご意見をいただいたりとか。あとはごみの集積所の話だったりとか、 今現在ある園のところの集積所は場所が変わるのかとか、本当に住民の 方の生活に近しいところのご意見もいただいたような状況でございま す。そんな中で説明が終わったところではございますが、今、内部でも、 まだ調整中の段階でございまして、やはりこういったご意見をいただい たことは重く受けとめておりまして、今後もう少し調整は必要かという ところで、今現在に至ってるところです。そういった意味もありまして、 今日ちょっとお示しするという資料がなしで今日に至ったわけですが、 説明会はそんなご意見が出たということで、ここで報告をさせていただ きます。

#### 教育長:

これについては一昨日会がありまして私も出ましたけれども、1番はやっぱり道路の関係だと思います。ひょっとしてこれについて、委員の皆さんのところへいろいろ意見が寄せられることがあるかもしれませんが、ぜひそういった声をお聞きになられたら、事務局の方にもお知ら

せがいただけたらなと思います。今後取り組まなくてはならない課題もあるわけでありますけれども、とりあえず市としてはこんな方針で進めていくという予定でありますので、ご理解をいただけたらというふうに思います。何かこれについてご意見ご質問おありでしょうか。ないようです。

続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。

「いじめ防止に向けて」

報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、 以下の意見があった。

- ・SNS上での問題は今後ますます増えると思うが、学校の場ではなく家庭に帰ってから起こったことを教育委員会の問題と捉えるのか疑問だ。委員の皆様の考えを聞きたい。
- ・今年度から一人一台子ども達にタブレットが与えられた。学校で起きたことではないからと手放しではなく、親に対しての指導も必要だし、子どもにもパソコンの使い方だけでやってはいけないことも教えてのパソコンの授業だと思う。
- ・これも教員の仕事だと思う。いじめの定義も起きた場所は学校の内外を問わないという文科省の定義もある。学校というところは、地域の教育センターという意味があり、教育の専門家であり福祉も含めて地域の様子や地域の子どもの活動にしっかり対応することが求められる。多忙化で学校外で起こっていることは対応できないというのは本来転倒で、違うところを削って、そこも含めて対応するのが教員の仕事だと思う。先生というのは、子どもにとっては身近な信頼できる大人であり、大人からしたら身近な子どもの専門家である。信頼できるから学校に電話をされるということに対して、丁寧に対応する義務がある。例えばSNSの場合、学校に情報の専門家はいないが、学校や教育委員会であれば組織的な対応ができるので、そのSNSの企業に対して社会的責務を果たすべく対応を求めることができる。
- ・SNSは大人より幼い子どもの方が長けていて、必ず裏をかいくぐっていろんなことをやり出してくる。IT系の導入の際は、ガイドラインというか、そちらの教育をやってから導入することが多い。使い方というより使うマナーやルール、それによってどうなるのかをきちっと子どもに伝えていかないといけない。
- ・いじめの形が変わって、ますますSNSという形で出てくるのではないか。何でも学校に任せてしまうのは違うような気がする。親がしなくてはいけないことがあると思うので、やってはいけないことの方が先で、使うことより先にそちらを親子の中でしっかりできた上で使う。約束事を作ることある意味縛るようだが大事だと思う。一番頼れるのは学校だと思うが、両輪で親もしっかりしなければいけないということを学校から伝えていただき、親も覚悟を持たないといけない。・SNSの使い方について、親さんが学ぶ機会を作らないといけない。

- ・学校ばかりに押し付けてはいけないが、学校しか頼るところがない というようなこともあり、対応しなければならないのが現状だ。
- ・情報というのは我々が考えもつかないことが子ども達の中で起こっていて、親からの指導も学校で出来る範囲も超えてしまっている部分があると思うので、相談室のような情報セキュリティの何か枠組みが、今後必要になってくると思う。
- ・学校で起きたことをどう対応していくか。おそらく相談の窓口を学校外部に作るとしても、実際に子ども達を指導するのは、子ども達の ことがわかっている学校でなければできないと思う。
- ・今後、一人一台タブレットが子どもの手元にあるといろんな使い方があって、当然ながらトラブルが起こる機会も場も回数も増えていくが、それについては、学校も十分指導している。教育委員会のホームページにその手引きが載っていて、それを保護者の方にお読みいただき同意書をいただく形で進めていくので見守っていきたい。

# 教育長:

次へいきます。

「令和3年度入学式・始業式における制服調査」について、事務局お願いします。

#### 髙木主幹:

入学式、始業式の折に調査をしたものになります。2年生3年生については従来の制服ということですけれども、1年生についてはそこに提示したように、大山中学校では男子6名、女子3名、城東中学校では男子3名、女子2名、南部中学校は女子1名、東部中学校は女子が2名、それ以外の方については、ブレザータイプのものを着用しているということがわかりました。特に女子生徒で、スラックスを利用したというものについても、大山中学校で4名、城東中学校で5名。南部中学校で8名、東部中学校2名ということで、この辺りも選択肢の幅が増えてよかったのかなと思います。ブレザータイプの制服ですけども、概ね好評であると聞いております。

#### 教育長:

これについてはまた連休明けぐらいのところで、改善点があれば、直せる部分と直せない部分とありますけれども、一応意見をお伺いする場が必要かなと思っていますが、とりあえず今のことについて、何かお聞きになりたいことはございますか。よろしいですか。

# 田中委員:

本筋とは少し外れるかもしれないですけど、この制服のことについて、例えばもともときっかけの1つが性の多様性というところもあって、選択ということで、生物学的なその男女と制服を1対1で対応させるのではなくてというところの意義はもちろん把握している。十分理解しているところですけども、ただそうなると、どの制服を選ぶかということも、これは厳密に言えば内心の表明であって、本来カミングアウトという言葉がありますけども、では自分はスカートを選ぶ、私はスカートを選ばないという時点で、それはひょっとしたら、一種カミングアウトと同じような現象が起きているかもしれないということは、おそらく注意しておかなければいけないのではないかなと思っています。つまり

制服を選ぶという時点で、自分の性別ということと向き合って、しかも それを選ぶということは内心を表明しなければいけないということで、 その内心の表明を強制させる手段になるので、という原理的な問題がお そらくあるのではないかなと。それに対して市であったり学校は、その 保護者或いはその生徒に対して、どれぐらい説明責任がちゃんとできる のかというところは、私自身、実はあまり自信がなくて、この制服を選 ぶという時点で、もちろんそれも1点ですし、そもそも根本的なところ で言えば、その制服がどうして必要なのかという説明責任を、これは学 校はこれまでどれぐらいちゃんとできているのかと。どうしてそれが必 要なのか、もちろんその性的なものを表明するということではなくて、 それ以外のそもそも、その制服もそうですし、体操服もそうですし、ど うして統一したものを使う必要があるのか、教育活動上。同じものを着 て、同じ活動をすることの教育活動上の意義はどれぐらいあるのかとい う点と、しかもそれが必要不可欠だからということでやっているのに、 それは買わなければいけない。しかもそれを、金銭的な購入を強制する わけで。教育活動、特に義務教育の場合、教育活動上必要だと言ってい るのに、でもお金は払わないからそちらで買ってくださいというのは、 実はすごく原理的な矛盾があって、例えば、保護者の立場からそれを教 育上必要でしかもなぜ買わなければいけないのか。或いは買わない自由 があるのかどうか、着ずに通うことは可能なのかとか購入せずに、体育 をしたりとか、儀式に出ることは可能なのかというところで、どういう ふうに答えられるのかなと。現場の先生方はそこまで考えた上で制服を 本当に導入しているんだろうかということも、この制服調査の問題では ないですけども、ちょっとその辺り、真剣に考えないとその性の多様性 ということがここまで社会的に認知されてきている現状ですので、そう いう時に、本当にその説明責任、必要不可欠な理由があって、これは絶 対必要だから絶対買ってもらうしかないんですということが、本当に理 屈として成り立つのかどうか。しかも問題は、義務教育というのは子ど もの権利保障というのがあったとして、そこでどうしてその親の経済力 というのが関わってこなければいけないのかというようなことも、これ は原理的な問題としてあって、例えば個人の教育を保障するのであれ ば、そこで親がお金を払う払わないというのは、本当は全く無関係なは ずなんですけど、小学校の場合も中学校の場合も、親がそこでお金を払 うことでようやく教育活動に参加できるというようなところを、実は根 本的に矛盾があって、そこも含めて、実はその始まったばかりの選択制 なんですけども、原理的なところを、学校現場の先生も含めて或いは教 育委員会としても、認識していただきたいと思いました。

#### 教育長:

これについてはいろんな考えがあります。保護者、子どもたちにアンケートを取っても、制服はやっぱりあってほしいという、数的なものは随分多いわけです。ただ、今、田中委員がおっしゃったような考えもありますが、これについてはここで議論するとちょっと時間が足りません

	のと、より、異しいとよる芸術とよるの事がよったよう。とこうは問い
	ので、またいずれどこかで議論をする必要があるかなということは思い
	ますけれども、いろんな考えがあるということは事実でありますので。
	ただ、今回、男の子でスカートを選ぶ子はいなかったわけでありますが、
	多分女の子がスラックスを選ぶよりも、うんと男の子がスカートを選ぶ
	ほうがハードルが高いものですから、中にはひょっとしたら、僕はスタ
	ートがはきたかったのにという子がいたかもしれませんけど、それがい
	いか悪いかは別なんですけれども。とにかく選択の幅を広げていく。今
	までは、これは駄目あれは駄目というふうに規制を強化してたものを、
	だんだん規制を緩和していくというような方向へ学校が向いていくの
	だろうなということは思うのですけれども、とりあえずご意見はご意見
	として承って、また後日時間のある時にご意見を承れたらと思います。
	これについて他に何かありますか。ないようですので次へいきます。
	「令和3年度小中学校修学旅行等一覧」について、事務局お願いしま
	す。
長谷川主	3月の調査では、予定通り5.6月という結果でしたが、4月以降に
事:	変更等が出てきまして、小学校につきましては、9月から11月の秋に
	変更。京都奈良です。それから中学校につきましては、東京周辺を外す
	形で、現時点では変更はしないという方向になっております。あとはご
	覧いただいたとおりになります。基本的にはキャンセル料がかからない
	ようにという方向で進めております。
教育長:	現時点で小学校では大山南小学校が、5月23日前後に最終的に判断
	をしたいということです。それから中学校については犬山中学校が秋に
	変更するけれども、あとの3校については、予定通り山梨、静岡、長野
	方面で実施をするということです。何かこれについてご意見ご質問あり
	ますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。
	その他
教育長:	何かありませんか。
事務局:	ありません。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言はありませんか。
	○特になし
	閉   会
教育長:	これをもちまして、4月定例教育委員会を終了(15:07)させて
	いただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 5月26日(水)13:30 401会議室